

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「および特別委員会」を「、特別委員会又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査もしくは議会の運営に関し協議もしくは調整を行うための場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正（平成20年法律第69号）に伴い、市議会議員が議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に参会した場合の費用弁償の支給について定めるため、改正しようとするものである。